

地域猫活動支援事業 登録手続きの流れ

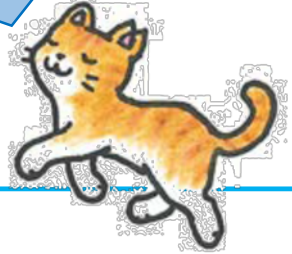
STEP 1 : 申請に向けての準備

- ①地域の状況を確認します・・・猫の数、性別、耳カットの有無など
- ②自治会・町内会へ説明します
- ③餌のあげ方や清掃の頻度等、地域のルール作りをします

区役所では、地域への説明資料作成やルール作りのアドバイスなど、活動開始をサポートします！

STEP 2 : 登録の申請

- ①必要書類を揃えて区役所生活衛生課に提出します
- ②提出された書類をもとに区役所生活衛生課が現地調査を実施します



必要書類

- ・手術等支援対象活動組織登録申請書(様式1)
- ・活動組織又はグループの構成員名簿
- ・活動の対象とする猫のリスト
- ・地域猫活動実施計画書(別添1)
- ・活動場所を含む活動地域を表す資料

STEP 3 : 登録通知書の交付

- ①手術等支援対象活動組織登録通知書が交付されます
- ②動物愛護センター不妊去勢手術実施確認書に署名をします

STEP 4 : 活動開始！

- ①活動前に地域に活動開始のお知らせをします
- ②手術のための捕獲準備をします
 - ・動物愛護センターと捕獲器の貸出しや手術日程を調整をします
- ③捕獲
 - ・捕獲後、区役所または動物愛護センターに搬入します
 - ・手術後、猫が返還されたら元の場所に戻します
※猫の状態によっては手術できない場合もあります
- ④猫の管理
 - ・地域のルールに沿って、猫の管理をします

具体的な捕獲方法等、区役所がご相談にのります！



まずは、お住まいの区的生活衛生課へご相談ください

鶴見区	☎ 510-1845	南区	☎ 341-1192	磯子区	☎ 750-2452	青葉区	☎ 978-2465	泉区	☎ 800-2451
神奈川区	☎ 411-7143	港南区	☎ 847-8445	金沢区	☎ 788-7873	都筑区	☎ 948-2358	瀬谷区	☎ 367-5751
西区	☎ 320-8444	保土ヶ谷区	☎ 334-6363	港北区	☎ 540-2373	戸塚区	☎ 866-8476		
中区	☎ 224-8339	旭区	☎ 954-6168	緑区	☎ 930-2368	栄区	☎ 894-6967		